

事業主の皆さまへ (産業医制度について)

近年、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

改正の概要 (平成29年厚生労働省令第29号) (平成29年6月1日施行)

産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供

(安衛則 第52条の2第3項関係)

「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」を産業医に提供しなければならなくなりました。

健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

(安衛則第51条の2第3項関係)

健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報(労働時間・業務内容等)を求めた場合は、当該情報を提供しなければならなくなりました。

特殊健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

(有機溶剤中毒予防規則等関係)

特殊健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報(労働時間・業務内容等)を求めた場合は、当該情報を提供しなければなりません。

産業医の定期巡視の頻度

(安衛則第15条第1項関係)

毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合は、産業医の作業場等の巡視の頻度を少なくとも2月に1回とすることができるようになりました。

【一定の情報とは】

「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」

「衛生管理者が週1回以上実施する作業場等の巡視結果(衛生管理者の氏名・巡視の日時・巡視した場所・設備、作業方法又は衛生状態の有害性の有無及びそれに対する措置内容)の情報」